

## 宮城県「核燃料税」の更新

宮城県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の宮城県「核燃料税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の12 ②出力割：7,000円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）961百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.2百万円
課税を行う期間	5年間（平成30年6月21日～平成35年6月20日）

- ・平成29年12月14日 宮城県議会にて条例案可決
- ・平成30年1月24日 総務大臣協議
- ・平成30年3月16日 総務大臣同意